　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料２

　地域包括支援センターの職員体制の変更について

１　変更内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更に係るセンター | 流山市東部  地域包括支援センター | 流山市南部  地域包括支援センター |
| 変更内容 | 職員の採用 | ①職員の退職  ②センター長の変更  ③職員の採用 |
| 変更年月日 | 平成２７年４月１日 | ①平成２７年３月３１日  ②③平成２７年４月１日 |
| 概要 | 地域包括支援センターの機能  強化のため看護師（常勤・専従）  を新規に配置し、職員数が５名  （看護師２名、社会福祉士２  名、主任介護支援専門員１名）  となった。 | 地域包括支援センター長（主任介護支援専門員）の退職に伴い、　主任介護支援専門員を新たに配置し、また、包括支援センター長が変更となった。  職員数は５名（看護師１名（センター長）、社会福祉士２名、主任介護支援専門員１名）（常勤・専従）、事務員（常勤・兼務）である。 |

２　配置基準について

いずれの変更についても、地域包括支援センターに置くべき三職種（保健師等、主任介護支援専門員、社会福祉士）については、変更後においても基準を満たしている。